

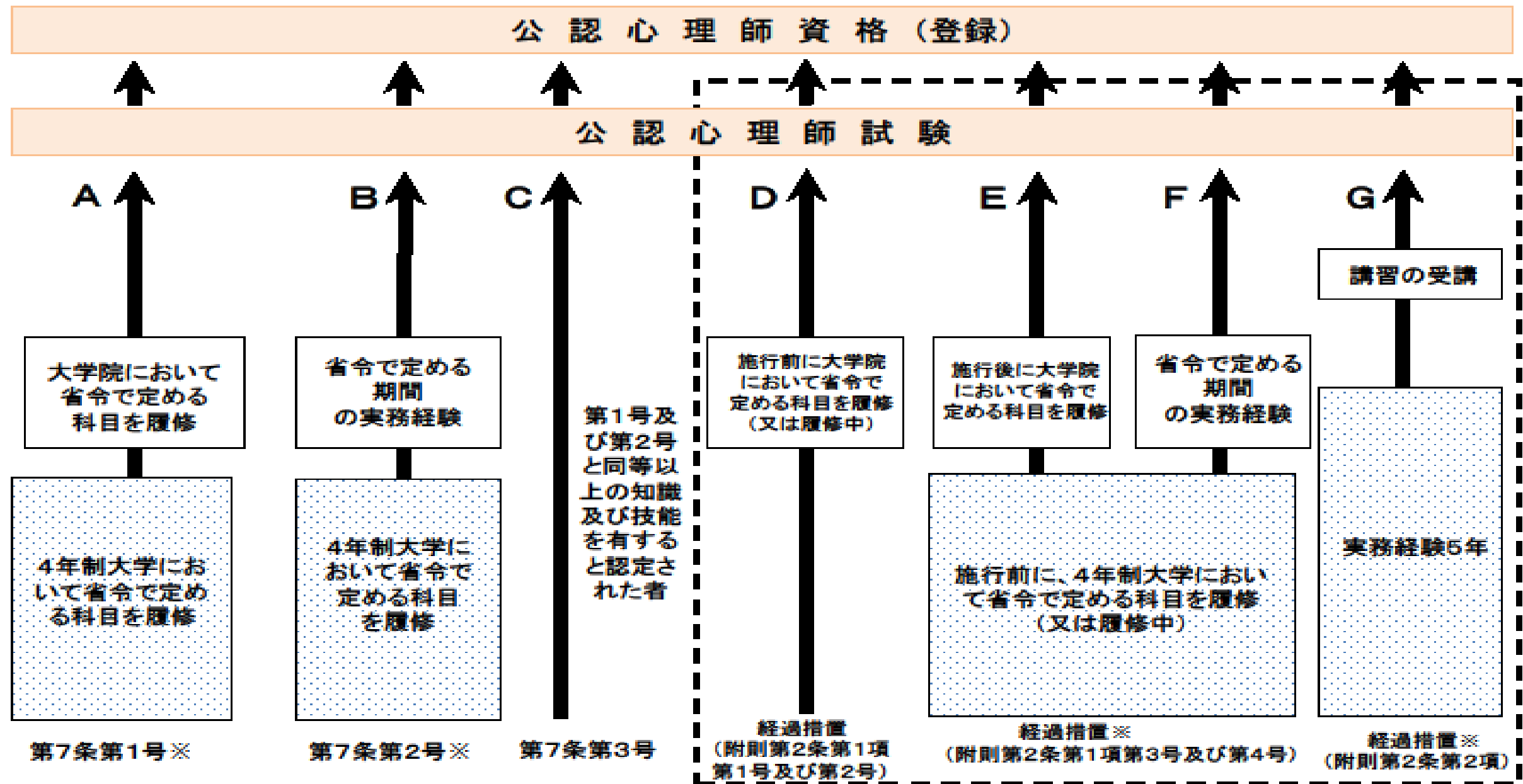
日本心理臨床学会第36回大会  
資格関連委員会・カリキュラム委員会  
合同企画シンポジウム

# 「公認心理師養成の課題と展望」

## 公認心理師受験資格情報の現状

鶴 光代

(一般社団法人日本心理臨床学会)



※該当条文に基づく受験資格取得者に「準ずるもの」を省令で定めることとされている。

いわゆるDコース

心理研修センター HP 11月15日掲載

大学院用(Dコース用)の公認心理師試験

**「修了証明書・科目履修証明書」様式**

(「公認心理師になるために必要な科目」への  
読替えのための証明書様式)

現任者講習会を受ける必要はありません。

主務官庁及び試験機関において、本証明書を発行した**大学院に  
おける確認を尊重する**

事務使用欄

--

大学院用

区分D

修了

## 公認心理師試験

## 修了証明書・科目履修証明書

[公認心理師法施行規則附則第2条に規定する科目]

フリガナ			生 年 月 日	
氏 名	(姓)	(名)		
研究科・ 専攻				
入学年月	年 月	修了年月	年 月	年 月 日 生

大学院における必要な科目		履修	対応する開講科目
I	1 保健医療分野に関する理論と支援の展開	<input type="checkbox"/>	
	2 福祉分野に関する理論と支援の展開	<input type="checkbox"/>	
	3 教育分野に関する理論と支援の展開	<input type="checkbox"/>	
	4 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	<input type="checkbox"/>	
	5 産業・労働分野に関する理論と支援の展開	<input type="checkbox"/>	
上記Iの5科目のうち、履修した科目数		科目	左記Iの5科目のうち、1を含む3科目以上を履修すること

		大学院における必要な科目	履修	対応する開講科目
II	6	心理的アセスメントに関する理論と実践	<input type="checkbox"/>	
	7	心理支援に関する理論と実践	<input type="checkbox"/>	
	8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	<input type="checkbox"/>	
	9	心の健康教育に関する理論と実践	<input type="checkbox"/>	
	上記IIの4科目のうち、履修した科目数			※
		大学院における必要な科目	履修	対応する開講科目
III	10	心理実践実習	<input type="checkbox"/>	
	上記IIIの10の履修			※

- (注) 1 一つの必要な科目に対応しているとした開講科目を、他の必要な科目に対応する科目として記入することはできません。(「履修」欄は、履修した科目の□に✓点でチェックしてください。また履修していない科目の□を取り消し線で消してください。)
- 2 本証明書は、受験申込者自身が作成するものではありません。学長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
- 3 本証明書の記入にあたって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください(消せるボールペンは使用不可)。

上記の者は、当大学院において、大学院における必要な科目と定められた上記科目を修めてその課程を修了したことを証明します。

年 月 日

所在地

大学名

大学代表者氏名

印

事務使用欄

※何も記入しないでください。

# Dコース(修了者):科目の履修証明

29文科初第881号障発0915 第9号平成29年9月15日

「公認心理師法附則第2条第1項第1号から第4号までに規定する公認心理師になるために必要な科目の取扱いについて」

**科目の読み替えは、(別表3)を参照**

大学院における必要な科目名

具体的な科目名の例

①保健医療分野に関する理論  
と支援の展開

精神医学特論

心身医学特論

神経生理学特論

精神薬理学特論

臨床心理学

## ② 福祉分野に関する理論と 支援の展開

発達心理学  
特別支援教育  
障害者（児）心理学  
障害児の教育と心理

## ③ 教育分野に関する理論と 支援の展開

学校臨床心理学特論  
発達心理学  
特別支援教育  
学校心理学  
教授・学習心理学  
障害児の教育と心理



# 公認心理師試験の受験申込みに 必要な科目の「履修証明書」の発行

## 大学が発行する

(受験申込方法、期間が発表された日時以降)

経過措置の科目該当の可否は、

各大学院において判断

別表3に示した科目名は例示

この科目名以外の開講科目が必要な科目  
に該当すると各大学院において判断する  
ことは可能。





# いわゆるFルート

(受験資格)

法第7条第2号

学校教育法に基づく**大学**において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて**卒業した者**その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であって、**文部科学省令・厚生労働省令で定める施設において**文部科学省令・厚生労働省令で定める**期間以上**第二条第一号から第三号までに掲げる行為の**業務に従事**したものの

# 附 則 抄

(受験資格の特例)

## 第二条

四 施行日前に学校教育法に基づく**大学**に入学し、かつ、心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて**卒業した者**その他その者に準ずるものとして文部科学省令・厚生労働省令で定める者であつて、第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で**定める施設**において同号の文部科学省令・厚生労働省令で**定める期間以上**第二条第一号から第三号までに掲げる行為の**業務に従事したもの**

# 「定める施設」とは

## 施行規則 第五条

法第七条第二号の文部科学省令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設であって、同条第一号に掲げる者と同等以上の第二条各号に掲げる科目に関する専門的な知識及び技能を修得させるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が認めるもの

- 一 学校教育法に規定する学校
- 二 裁判所法に規定する裁判所
- 三 地域保健法規定する保健所又は市町村保健センター
- 四 児童福祉法に規定する.....施設、児童福祉施設又は児童相談所
- 五 医療法に規定する病院又は診療所

# 「定める期間以上」とは

## 施行規則 第六条

法第七条第二号の

文部科学省令・

厚生労働省令で定める期間は、

**二年**とする。



## Fルート 【公認心理師の受験資格の特例に関する注意事項】

公認心理師受験資格の特例においては、いわゆるFルートで、受験できることになっている。

しかし、Fルートの実務経験は、文部科学省及び厚生労働省が認める**プログラムを設けた施設においての実務経験**であることが**必要**。

**現時点では、そのようなプログラムを設けた施設はまだない。**

実質的には、Fルートによる受験者は存在しないことになる。  
第1回の国家試験では、Fルートで受験することはできない。

# 大学卒業後の実務経験

文部科学省・厚生労働省による公認心理師カリキュラム等説明会  
(平成29年7月31日)資料「公認心理師のカリキュラム等について」より

○文科大臣・厚労大臣が認めるプログラムにのっとり  
業務が実施されている施設において  
2年以上の実務経験。

※プログラムとは、公認心理師法第2条第1号から第3号  
までに掲げる行為(要心理支援者に対する相談援助等)  
の業務の実施に関する計画。

標準的には3年間でプログラムを終えることを想定。

# 大学卒業後の実務経験

## プログラムの基準の概要（施設において必要なプログラム）

### ① 目標

プログラムの目標が、公認心理師のカリキュラムの到達目標を達成できるように定められていること

### ② 指導者

心理に関する業務を行っている者（実習指導者の資格を有する者）が指導にあたること



### ③内容

以下につき具体的な内容が明記されていること

- ・自施設における業務内容（多職種との連携を含む）
- ・心理に関する支援を要する者等に対する**面接等**の実施時間及び回数

（720時間以上かつ240回以上。

**集団を対象とした支援を実施する場合を含む。**

**当該面接等については前後に指導者から指導を受けることも含む。**

このうち270時間以内を、心理学等に関する専門的な知識の習得を目的として、**大学院の科目に相当する講義の受講等**により代替することは可能。）

- ・3例以上のケースを担当すること



## ・他分野の見学・研修の内容

（保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5分野のうち、主として業務を行っている分野以外の2分野60時間以上が望ましい。）

- ・指導体制と指導スケジュール
- ・プログラムの期間
- ・到達目標の管理方法
- ・プログラムを適用する者の**受入可能定員**

### ④期間

プログラムの期間については、面接等の実施時間及び回数を踏まえると、

標準的には3年間でプログラムを終えることが想定される

# チーム学校構想とSC(答申)

**課題:** 勤務日数、柔軟な対応しにくい  
財政事情、配置等の拡充が難しい

## 改善方策

SCを 学校に必要とされる標準的な職として、  
職務内容等を法令上、明確化することを検討

日常的に相談できるよう、配置の拡充・資質の  
確保

将来的には正規の職員として規定



# 各方面でのSCの活用

## 子どもの貧困対策会議

**SC:** 児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、  
貧困対策のための**重点加配等、配置を拡充**

## 児童虐待防止対策強化プロジェクト: 早期発見と適切な初期対応

**SCの配置を充実**

## ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

特別な配慮を必要とする児童生徒への  
教育相談機能の強化

**31年度までに、SCを全公立小中学校に配置**

# 各方面でのSCの活用

性同一性障害に関わる児童生徒に対する  
きめ細やかな対応の実施等について

SCの性同一性障害の研修会

第3次犯罪被害者等基本計画

被害少年等に対するカウンセリング体制の充実

児童の性的搾取等に係る対策の基本計画

# 通称「ストレスチェック制度」 改正労働安全衛生法

平成27年12月1日施行

「労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、  
医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握する  
ための検査及びその結果に基づく医師による面接指導  
等を内容とする制度」

実施者：① 医師

② 保健師

③ 検査を行うために必要な知識についての  
研修を修了した看護師又は精神保健福祉士

# 汎用性資格の活かし方と 領域専門性

専門医の認定のひとつとして「総合診療専門医」

「専門医の在り方に関する検討会」報告書を受けて、  
平成 26 年に設立された一般社団法人日本専門医機構

**総合心理支援を専門**とする公認心理師

どこに行けば自分に適した心理援助を受けられるのかが  
分からないゆえに躊躇している

相談しやすい、間口の広い心理支援

# 領域による専門公認心理師

医療専門 公認心理師

福祉専門 公認心理師

教育専門 公認心理師

司法・犯罪専門公認心理師

産業・労働専門公認心理師

